

本教材の利用について

- 本教材は、平成28年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究「デザインの創作活動の特性に応じた実践的な知的財産権制度の知識修得の在り方に関する調査研究」（請負先：国立大学法人大阪大学 知的財産センター）に基づき作成したものです。
- 本教材の著作権は、第三者に権利があることを表示している内容を除き、特許庁に帰属しています。また、本教材は、第三者に権利があることを表示している内容を除き、クリエイティブ・コモンズ 表示 - 非営利 4.0 国際 ライセンスの下に提供されています。



- 本教材は、できる限り正確な情報の提供を期して作成したのですが、不正確な情報や古い情報を含んでいる可能性があります。本教材を利用したことにより損害・損失等を被る事態が生じたとしても、特許庁、国立大学法人大阪大学 知的財産センター及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

[本教材の利用に関するお問い合わせ先]
特許庁 審査第一部 意匠課 企画調査班
TEL : 03-3581-1101 (内線2907)

パート3

技術的アイデアを守る デザイン創作と発明・考案

「デザイナーが身につけておくべき知財の基本」

03-01 知的財産法の役割

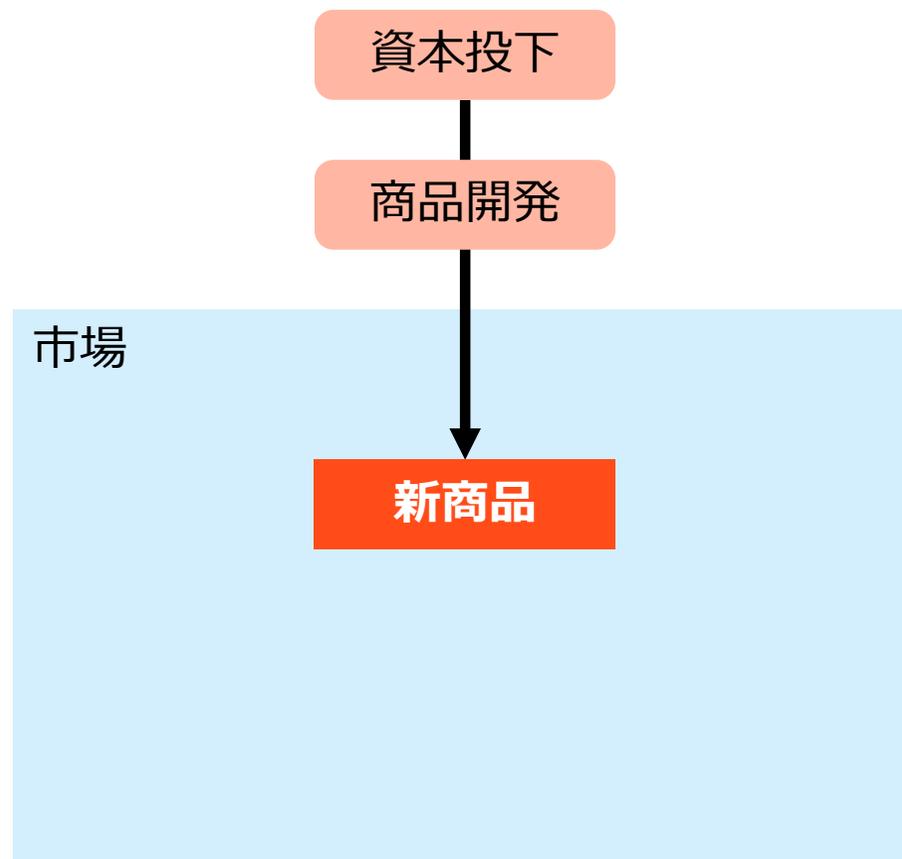
03-02 特許制度の概要

03-03 特許権の活用

- 芸術大学を卒業したデザイナーAは、文房具やオフィス家具などを製造するメーカーX社に勤めている。X社はこれまで、様々な形状をしたメモパッドを製造販売してきた。しかし、ユーザーからは、紙以外に貼るとすぐにはがれる、インクの種類によっては文字がにじむといった声が寄せられていた。そこでX社は、デザイナーA、デザイナーB、事務職員C（研究の補助）からなる研究開発チームを結成し、従来のものとは異なる、新しいコンセプトのメモパッドを開発することを決めた。この研究開発チームは、試行錯誤の結果、紙以外にも貼ることができ、必要なときにはきれいにはがすことができる粘着テープと、どのタイプのインクでもにじまない特殊な用紙を開発した。X社がこの新しいメモパッドを商品化する際には、知的財産法の観点から、どのようなことに留意しなければならないか。
- この新しいメモパッドは、販売されるやいなや、爆発的なヒットを記録し、数々のデザイン賞を受賞するなどX社の看板商品となった。この新しいメモパッドの研究開発に貢献したデザイナーAは、X社に対して何らかの報奨を求めることはできるか。

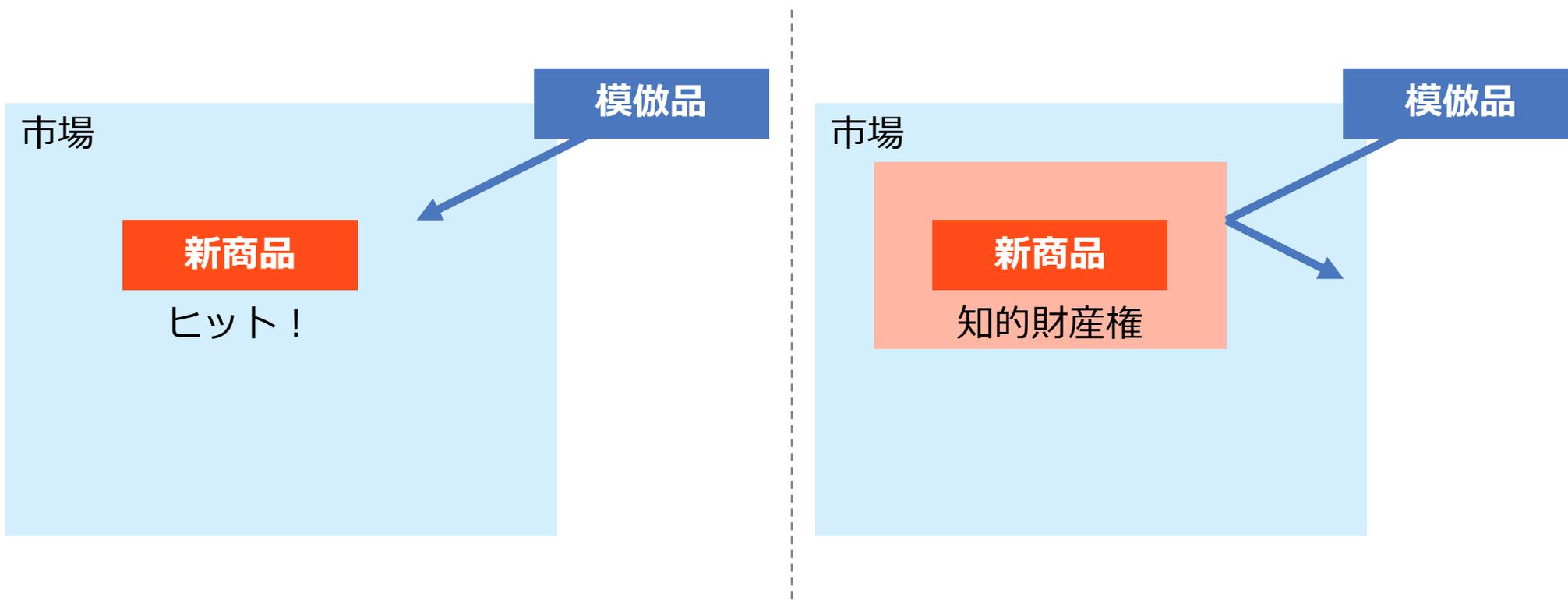
03-01 知的財産法の役割

- 新商品を開発し、市場で販売するためには、研究開発や宣伝広告の費用が必要となる。



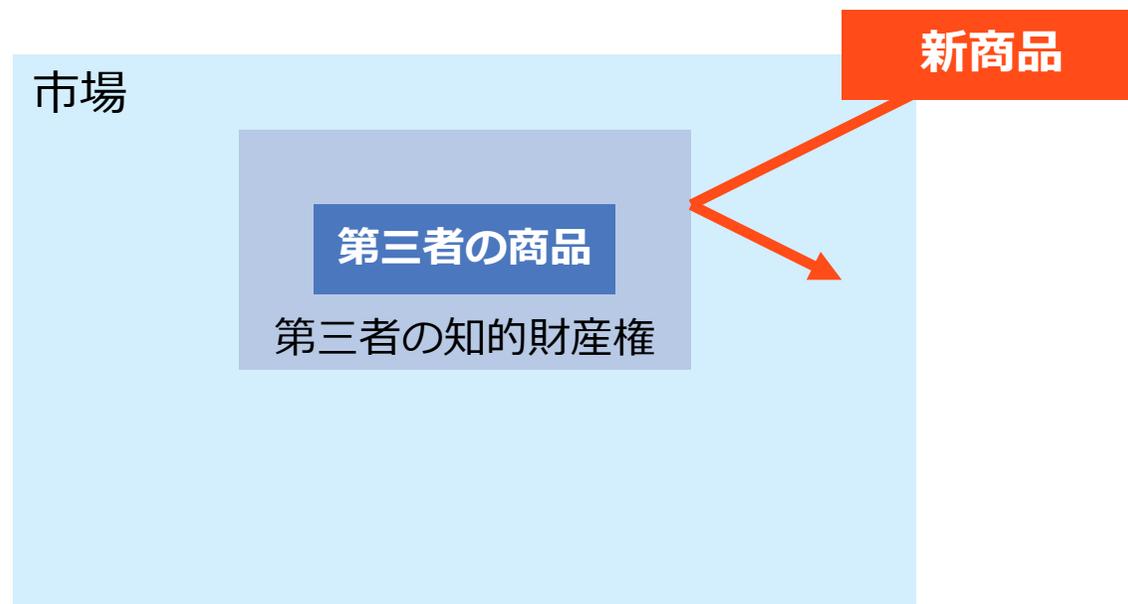
03-01 知的財産法の役割

- 新商品（先行品）がヒットすると、追隨者が現れ、先行者が製造販売した新商品と類似する模倣品（追隨品）を製造販売することが珍しくない。
- 新商品が知的財産権により保護されていないと、模倣品を市場から排除（製造販売の中止）することができず、得られたはずの利益を逸してしまうおそれがあるが、知的財産権により保護されている場合は、模倣品を市場から排除することができる。



03-01 知的財産法の役割

- 知的財産権は、自らが作り出した新商品を市場で守る際に重要な役割を果たす一方、既に第三者の知的財産権が存在していた場合には、その権利に抵触するおそれがある。



- 【CASE】においてX社が開発した新製品は、「技術」、「デザイン」および「名称」の3点で知的財産権が関係する。技術は主に特許権、デザインは主に意匠権、名称は主に商標権により保護される。これ以外に、不正競争防止法も関係する。

文具の事例

- コクヨ株式会社が製造販売している「カドケシ」は、以下の知的財産権があり、これらにより多面的に保護されている。

特許第4304926号「消しゴム」

意匠登録第1191186号「消しゴム」

商標登録第4684894号「KADOKESHI カドケシ」



資料：コクヨ株式会社

03-02 特許制度の概要

- 特許法は「発明」を保護対象としている。
- 実用新案法は「物品の形状、構造又は組合せに係る考案」を保護対象としている。

	保護対象	定義
特許法	発明	発明とは「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」をいう → 物の発明、方法の発明などからなる
実用新案法	物品の形状、構造又は組合せに係る考案 → 方法は対象とならない	考案とは「自然法則を利用した技術的思想の創作」をいう → 高度性要件がない点で発明と異なる

- 発明が特許法の保護を受けるためには、所定の要件を満たす必要がある。

特許要件

- ① 産業上の利用可能性
- ② 新規性
- ③ 進歩性
- ④ 先願
- ⑤ 拡大先願
- ⑥ 不特許事由

新規性、進歩性

- 新規性は、これまでに知られていなかった新しい発明であることを意味する。
- 進歩性は、他人が容易に生み出すことができないような発明であることを意味する。

デザインの創作を行う際に、特許権による保護を望むのであれば、その新しい技術的アイデアをむやみに第三者に開示してはならない。

→ 新規性が喪失してしまい、特許権を取得できなくなってしまうおそれがある。

新規性喪失の例外

- ① 特許を受ける権利を有する者の意に反して、当該発明が公知※になってしまった場合
- ② 特許を受ける権利を有する者の行為に起因して、当該発明が公知になってしまった場合

新規性が喪失しているが、6か月以内に出願すれば、特許権を取得できる可能性がある。
もっとも、第三者が同一の発明について先に出願してしまった場合は、特許権を取得できない。

※：公に知られる状態。

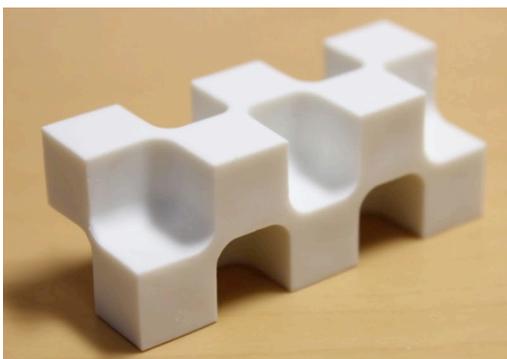
先願

- 先願とは、同一の発明について複数の出願がなされた場合、最も先の出願でなければならぬということである。
- 先に発明した場合でも、出願が遅れると、特許権が取得できない可能性があることを意味する。

特許権の範囲

- 特許権がどこまでの範囲に及ぶのかということは、願書に添付する「特許請求の範囲」で決まる。
- 「特許請求の範囲」は、文章で書かなければならない。

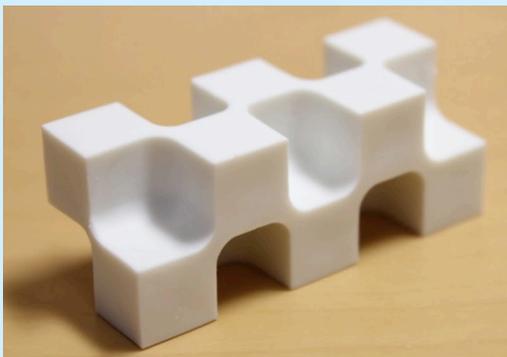
例えば、「カドケシ」の「特許請求の範囲」は・・・



資料：コクヨ株式会社

特許権の範囲

- 「複数の直方体又は立方体を組み合わせてそれぞれの立体が外方に突出した角を有する形状をなすとともに、前記直方体又は立方体の幅寸法、高さ寸法、奥行き寸法が全て全体の対応する寸法よりもそれぞれ小さい消しゴムであって、複数の直方体又は立方体を辺同士のみが互いに接するように配置しているとともに、接する辺の部分に接合部を設けて連続した形状にしていることを特徴とする消しゴム。」特許第4304926号（コクヨ株式会社）



資料：コクヨ株式会社

特許権を取得できる者

- 特許権を取得するために特許出願を行う資格を有する者は、①発明者、または、②発明者として有する権利（これを「特許を受ける権利」という）を発明者から譲り受けた者である。

複数の者が共同して発明を行った（共同発明）場合には・・・？

共同発明

- 特許を受ける権利は、発明者全員が有することになり、特許出願をする場合は、発明者全員が共同して出願をしなければならぬ。そうでない場合は特許を受けることができない。

発明者でない者が特許出願をした場合には・・・？

冒認出願

- 発明者でもなく、また発明者から特許を受ける権利を譲り受けた者でもない者が出願した場合の特許出願は「冒認出願」といい、特許を受けることができない。
- 仮に冒認出願に対して誤って特許権が成立してしまった場合には、真に特許を受ける権利を有する者は、当該特許権の取り戻しを請求することができる。

職務発明

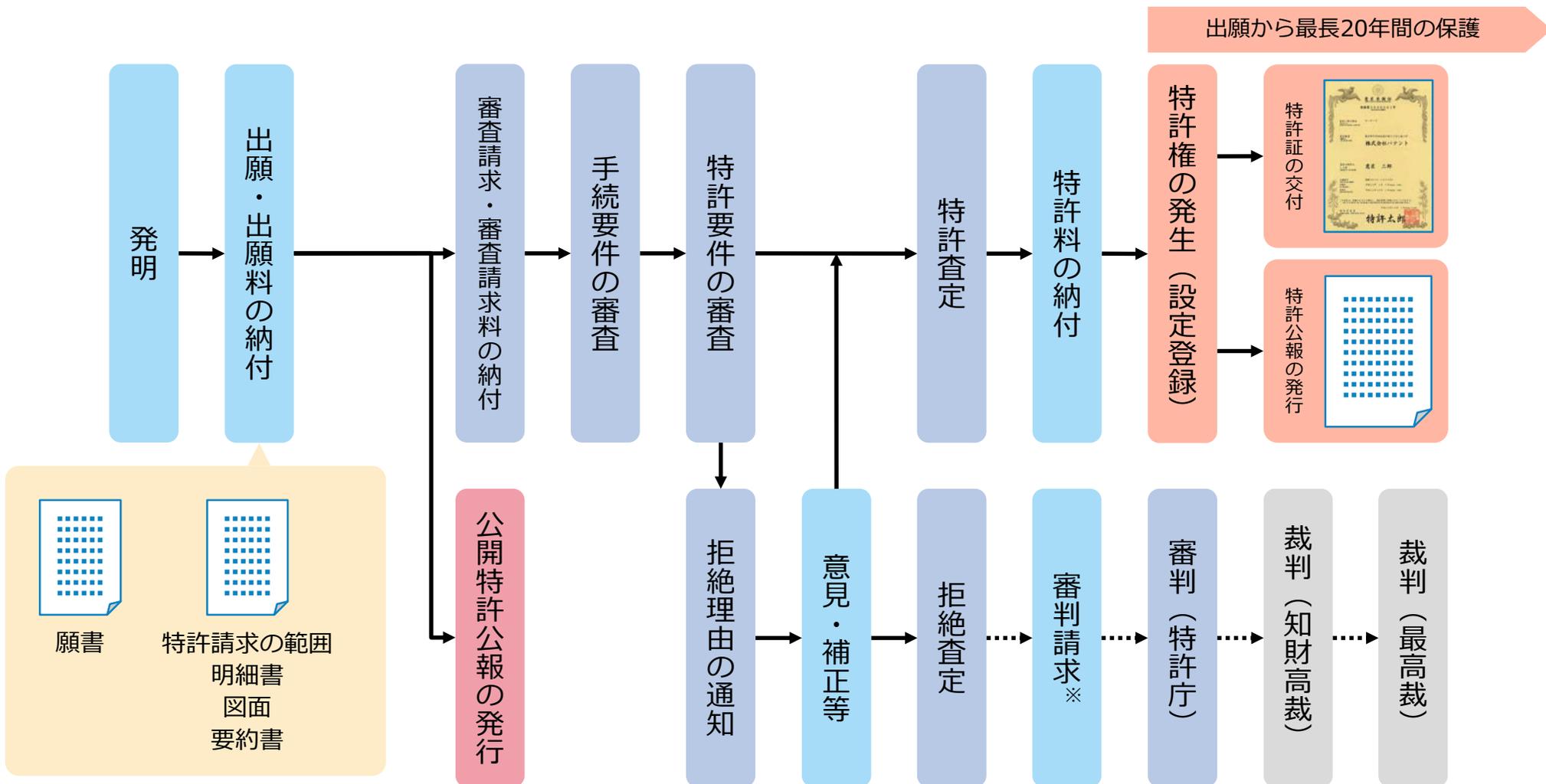
- 従業者が職務上行った発明については、あらかじめ社内規程等により定められている場合、職務発明として会社（使用者）が特許を受ける権利を承継するか、あるいは原始的に特許を受ける権利を取得する。
- もっとも、従業者は当該発明について「相当の利益」を請求することができる。

CASEの考え方

- 新しいメモパッドは爆発的なヒットを記録しているので、Aが発明者の一人であると認定されれば、上記のような形で特許を受ける権利をX社に取得させた場合に、その寄与に応じて「相当の利益」を得ることができるはずである。

03-02 特許制度の概要

- 特許権は、特許庁に出願し、登録がなされてはじめて発生する。



※：審判請求時に、明細書等について補正があったものは、再度審査に付される（前置審査）。

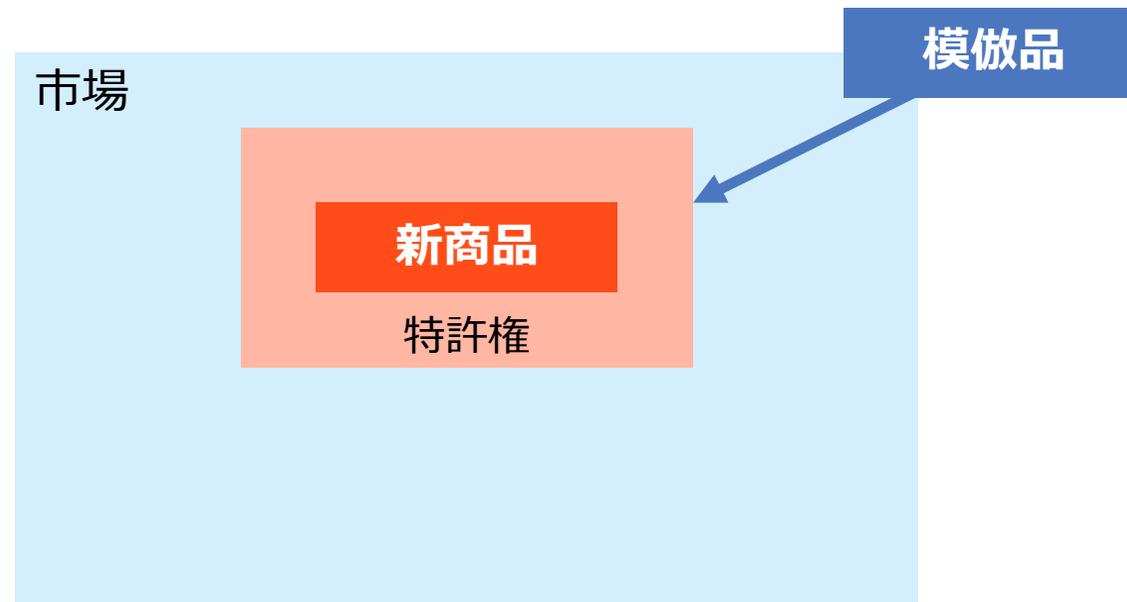
03-03 特許権の活用

特許権の活用

- 特許権の活用は、①自ら実施、②譲渡、③実施許諾（ライセンス）の3つがある。

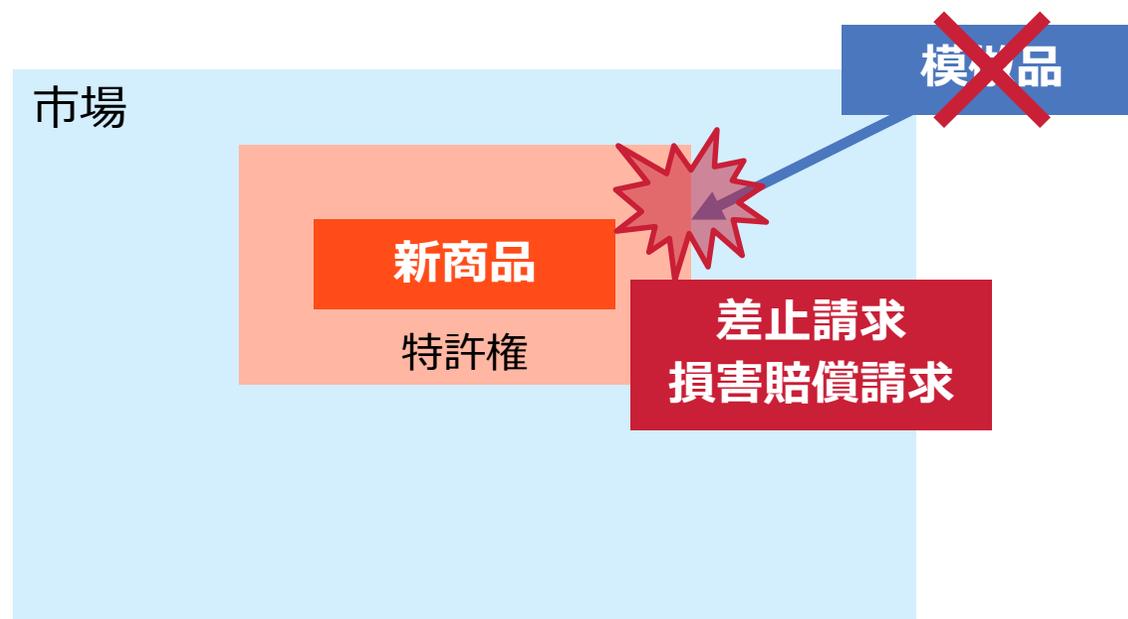
自ら実施	特許権者が自分自身で当該特許発明を使う。
譲渡	第三者に当該特許権を譲渡する。
実施許諾 (ライセンス)	第三者が当該特許発明を実施することを認める。

模倣品が市場に参入しようとしている。
この場合、どのような対抗手段が考えられるだろうか。

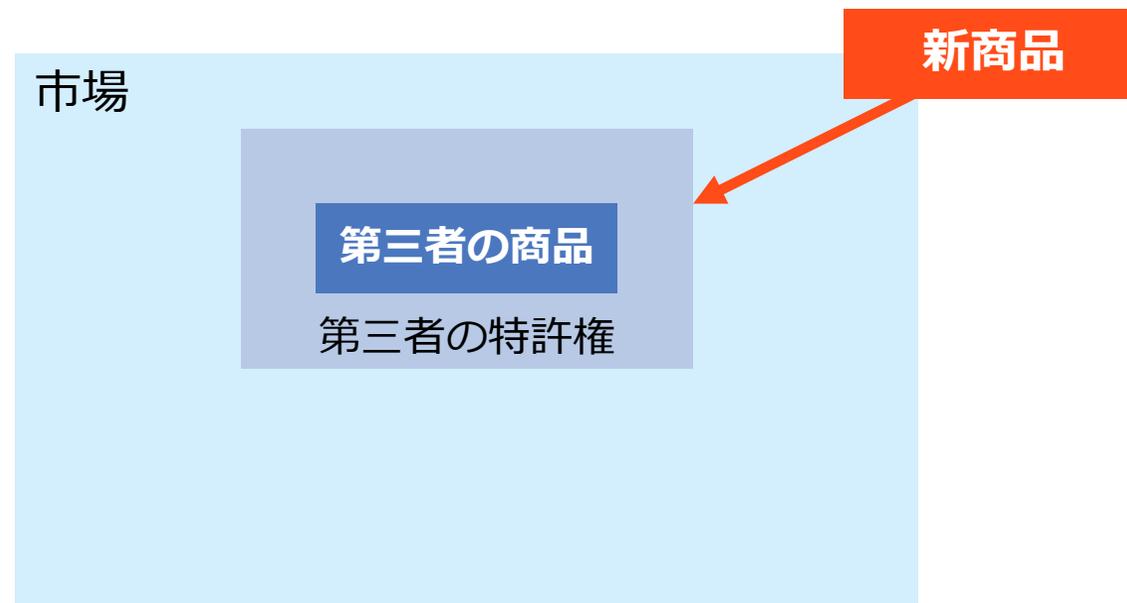


侵害時の対応

- 特許権が侵害された場合には、特許権者は、特許権を侵害した者（侵害者）に対して、①差止めと②損害賠償を求めることができる。
- まず警告書によって相手に警告をするのが通常である。



新商品を市場に投入しようとしたとき、
特許権侵害であるとの警告書が届いた。
何か手段はあるだろうか。



警告書への対応

- 対応策として、まず自己の商品が本当に相手の特許権の権利範囲に含まれているかを確認するとともに、①特許権が無効であると主張する余地はないか、②先使用权を主張する可能性はないか、③相手方と実施許諾契約を結ぶことはできないか、といった点を考える必要がある。

